

○帳簿の備え付け（特別管理産業廃棄物排出事業者）に係る三段対照

法律	施行令	施行規則																
<p>(事業者の処理) 第十二条の二 第一項～第十三項 (略)</p> <p>14 <u>第七条第十五項及び第十六項</u>の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(一般廃棄物処理業) 第七条 第一項～第十四項 (略)</p> <p>15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。</p> </div>	<p>該当する条文なし</p>	<p>(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等) 第八条の十八 <u>法第十二条の二第十四項</u> において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">運搬</td> <td>1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 運搬年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">処分</td> <td>1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 処分年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 処分方法ごとの処分量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</td> </tr> </table> <p>2 <u>第二条の五第二項</u>の規定は、前項の帳簿について準用する。</p> <p>3 <u>第二条の五第三項</u>の規定は、<u>法第十二条の二第十四項</u> において準用する法第七条第十六項 の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等) 第二条の五 第一項 (略)</p> <p>2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。</p> <p>3 <u>法第七条第十六項</u> の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。</p> <p>一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。</p> <p>二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。</p> </div>	運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地		2 運搬年月日		3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量		4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地		2 処分年月日		3 処分方法ごとの処分量		4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地																	
	2 運搬年月日																	
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量																	
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量																	
処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地																	
	2 処分年月日																	
	3 処分方法ごとの処分量																	
	4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量																	